

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、創業の基となり事業展開の源泉ともなってきた「独創力」を企業理念に、「独創力で、“一歩先行く提案”型企業へ」をビジョンに掲げており、この企業理念・ビジョンを達成し継続的に企業価値を向上させていくため、コーポレート・ガバナンスが有効に機能する組織と透明性の高い株主重視の経営システムの構築が重要施策であると認識しております。具体的には、株主の権利・平等性の確保、株主以外のステークホルダーとの適切な協働、適切な情報開示と透明性の確保、取締役会の役割・責務の適切な遂行、株主との建設的な対話を主題として、その実効性を確保する体制の構築に努めていきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則をすべて実施しております。
なお、すべての原則について2021年6月改訂前のコードに基づき記載しております。2021年6月改訂を踏まえた更新は2021年12月末までに行う予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、取引先との関係の構築・強化の観点から当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断される場合、当該取引先の株式を取得・保有しております。当社は、これらすべての保有株式について、毎年、取締役会において取引高や配当などの定量的側面に加えて、今後の事業戦略における関係強化の重要性などの定性的側面をふまえて、保有を継続する合理性があるかどうか検証します。検証の結果、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると認められない株式については、株価や市場への影響等を考慮しつつ、取引先との対話を経たうえて、段階的・計画的な売却を進めており、今後も引き続き政策保有株式の縮減を図ります。

保有株式の議決権行使については、保有先において社会不祥事など株主価値を大きく毀損するおそれのある事態が生じた場合には該当する議案に反対するなど、保有先の企業価値を毀損するものではないか、保有先の中長期的な企業価値に資するものであるかどうか等を総合的に勘案して、すべての議案に対して賛否を判断します。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間の取引についてあらかじめ取締役会での決議を行っております。当該決議は取引に該当する役員を特別利害関係者として当該決議の定足数から除外して行っております。また、当社及び子会社役員に対して、年に1度の頻度で関連当事者取引に関する調査を実施しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社では、年金資産の運用に関して基本方針を定め、資産運用機関の選任、評価・管理を行っております。
年金資産運用の担当部門には資産運用に係る適切な人材を配置・登用し、その育成を図るとともに、運用機関の投資方針、運用実績等の定期的な報告並びに対話を通じて、長期的かつ安定的な視点でモニタリングを行っております。

【原則3-1 情報開示の充実】

- (1)当社ホームページにおいて、「企業理念」、「長期ビジョン」及び「企業行動憲章」を掲載しております。
- (2)当報告書「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。
- (3)取締役報酬の決定に関する方針は、社外取締役が過半数を構成する任意の諮問委員会である指名・報酬委員会における審議を経た提案をもとに取締役会において決定します。同方針の詳細については、当報告書「1. [取締役報酬関係]」に記載のとおりです。なお、執行役員の報酬の決定についても、同方針に準じております。
- (4)取締役候補の指名、執行役員の選解任については、社外取締役が過半数を構成する任意の諮問委員会である指名・報酬委員会における審議を経た提案をもとに、取締役会で決定します。監査役候補の指名については、同様に指名・報酬委員会における審議を経た提案をもとに、監査役会の合意を得たうえで取締役会で決定します。
- (5)個々の取締役及び監査役の選任(兼任状況を含む)についての説明は、有価証券報告書及び株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会は、法令、定款及び取締役会規則の定めるところにより、経営戦略、経営計画その他重要な当社の経営上の重要な意思決定及び業務執行の監督を行っております。また、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確にするため、執行役員制度を導入し、業務執行機能は、代表取締役、業務執行取締役及び執行役員がその役割を担っております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外役員の候補者の指名にあたって、会社法が定める社外性要件、及び証券取引所が定める独立役員要件に加え、当社との人的関係、資本関係、取引関係等を総合的に勘案し、豊富な経験と高い見識に基づき経営全般に関し必要な意見、発言ができる方を選定しております。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としてのバランス、多様性及び規模に関する考え方】

取締役会の人数は定款に定める員数を上限としつつ、事業環境や事業特性を総合的に勘案し、経験・知識・専門性のバランスを考慮しながら、取締役候補者を選任いたします。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】

取締役及び監査役の兼任状況につきましては、有価証券報告書及び株主総会招集通知に掲載しております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性に関する分析と評価】

当社は、全ての取締役及び監査役を対象に、取締役会の構成、運営、議論のあり方、役員に対する支援体制、株主との建設的な対話及び取締役会への貢献等に関するアンケート調査を実施し、アンケートの集計・分析結果をもとに、取締役会において取締役会全体の実効性の評価を行うとともに、その向上・改善について議論しております。なお、評価の適正性・客観性を高めるため、アンケートの集計・分析には第三者を起用しております。

取締役会は、本アンケート調査の集計・分析結果を踏まえ、取締役会全体の実効性は相当程度確保されていると評価しております。一方で、取締役会の機能の更なる向上や議論の深化に向けて確認された課題については、今後も、継続的な改善に取り組み、取締役会がその役割・責務をより一層実効的に果たしていくことができるよう努めてまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニング方針】

当社は、新任の役員に対しては、取締役・監査役に求められる役割と責務を理解する機会を提供するため、必要に応じて財務・会計、会社法その他の関連法令、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、CSR等を主題とした社内外の研修会等への参加や開催を推進しております。また、新任の社外役員に対し、上記に加え、当社の事業説明、事業所視察等により当事業への理解を深める機会を提供しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、株主や投資家との間で建設的な対話を促進するために以下の方針を策定しております。

- (1)株主との対話は、社長室が主管し、企画本部担当役員が統括する。
- (2)社長室は、関連各部とその内容を検討し、対応者の選定も含め適切な対応を行うように努める。
- (3)株主・投資家の当社事業の理解を深めていただくため、機関投資家向けのスモールミーティングや個人投資家向け説明会の開催、及び当社ホームページを通じたタイムリーな情報提供に努める。
- (4)対話において把握された株主の意見等は、取締役会等で情報共有し、経営戦略に反映するよう努める。
- (5)株主との対話を行うに際しては、対応者を限定するとともに、インサイダー情報を特定し、当該情報は一切開示しない。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日清紡ホールディングス株式会社	5,580,752	9.99
シコク共栄会	4,402,039	7.88
日本生命保険相互会社	3,295,548	5.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,672,500	4.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託口・(株)百十四銀行口)	2,640,997	4.73
株式会社香川銀行	2,500,629	4.48
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	2,195,400	3.93
株式会社伊予銀行	1,500,704	2.68
株式会社中国銀行	1,500,499	2.68
三菱商事株式会社	1,090,089	1.95

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
原田 秀逸	他の会社の出身者													
馬詰 憲彦	他の会社の出身者													
古澤 実	他の会社の出身者													
森 清	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

原田 秀逸			<p>(選任理由) 原田氏は、他社において取締役として経営に携わった経験及び知識や、国土交通省等の行政機関で培った建設業界における専門的知識を活かして、客観的な立場から経営の意思決定に参画していただける点を重視して選任しております。</p> <p>(独立役員としての指定理由) 同氏は、取引所の定める独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、その他当社経営陣との間に独立性を阻害するような利害関係はないことから、一般株主との間に利益相反の生じるおそれのない独立性を有していると判断しております。</p>
馬詰 憲彦		馬詰氏は、当社の取引先である日本生命保険相互会社の業務執行者として勤務しておりましたが、2020年3月に同社を退社しております。	<p>(選任理由) 馬詰氏は、他社において取締役として経営に携わった経験及び知識を活かして、客観的な立場から経営の意思決定に参画していただける点を重視して選任しております。</p> <p>(独立役員としての指定理由) 同氏は、取引所の定める独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、その他当社経営陣との間に独立性を阻害するような利害関係はないことから、一般株主との間に利益相反の生じるおそれのない独立性を有していると判断しております。</p>
古澤 実		古澤氏は、当社の取引先である三菱商事株式会社の業務執行者として勤務しておりましたが、2019年3月に同社を退社しております。	<p>(選任理由) 古澤氏は、他社における豊富な海外経験に加え、経営者として経営に携わった経験及び知識を活かして、客観的な立場から経営の意思決定に参画していただける点を重視して選任しております。</p> <p>(独立役員としての指定理由) 同氏は、取引所の定める独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、その他当社経営陣との間に独立性を阻害するような利害関係はないことから、一般株主との間に利益相反の生じるおそれのない独立性を有していると判断しております。</p>
森 清		森氏は、当社の取引先である三井物産メタルズ株式会社の代表取締役を2021年6月まで務めておりましたが、当社との取引は少額であります。	<p>(選任理由) 森氏は、他社における豊富な海外経験に加え、取締役として経営に携わった経験及び知識を活かして、客観的な立場から経営の意思決定に参画していただける点を重視して選任しております。</p> <p>(独立役員としての指定理由) 同氏は、取引所の定める独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、その他当社経営陣との間に独立性を阻害するような利害関係はないことから、一般株主との間に利益相反の生じるおそれのない独立性を有していると判断しております。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	7	0	3	4	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	7	0	3	4	0	0	社内取締役

補足説明

当社は、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化を目的に、取締役会の諮問委員会として指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、取締役及び監査役候補の指名、執行役員の選解任、並びに、取締役及び執行役員の報酬に関して審議し、取締役会に提案します。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、会計監査業務を有限責任監査法人トーマツに委嘱しております。会計監査人は監査役と緊密な連携を保ち、監査計画及び監査結果の報告とともに、期中においても必要な情報交換、意見交換を行い、効率的かつ効果的な監査の実施に努めております。また、当社は、内部統制の適正性を監査することを目的として、内部監査室(6名)を設置しております。内部監査室は、C.E.O.(最高経営責任者)直轄として他の管理部門や業務執行部門には属さず、独立した立場から内部監査を実施し、その結果は取締役会、監査役会、及び会計監査人にも報告されております。また、監査役は内部監査室との情報交換を通じて問題意識を共有するとともに、監査品質の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
西原 孝治	他の会社の出身者													
籠池 信宏	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

西原 孝治	西原氏は、当社の主要株主である日清紡ホールディングス株式会社の業務執行者を務めておりましたが、2020年3月に同社を退社しております。また、当社の取締役が同社の社外監査役を務めています。	(選任理由) 西原氏は、国際的な事業を展開する製造業の経営において、豊富な識見を有しており、当社取締役会及び監査役会に出席して議論への参加と有効な提言を行っていただける点を重視して、社外監査役に選任しております。 (独立役員としての指定理由) 同氏は、取引所の定める独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、その他当社経営陣との間に独立性を阻害するような利害関係はないことから、一般株主との間に利益相反を生じるおそれのない独立性を有していると判断しております。
籠池 信宏	籠池氏は、籠池法律事務所に所属する弁護士であり、当社は同事務所に対し、必要に応じて弁護士業務を委託しておりますが、その報酬額は、少額であります。	(選任理由) 籠池氏は、弁護士及び公認会計士としての専門的知見を有しており、当社取締役会及び監査役会に出席して議論への参加と有効な提言を行っていただける点を重視して、社外監査役に選任しております。 (独立役員としての指定理由) 同氏は、取引所の定める独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、その他当社経営陣との間に独立性を阻害するような利害関係はないことから、一般株主との間に利益相反を生じるおそれのない独立性を有していると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	6名
---	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

当社は、2019年6月25日開催の第99回定時株主総会の決議により、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、当社取締役(社外取締役及び国内非居住者を除きます。以下も同様です。)に対し、2020年3月期から信託を用いた新たな株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を導入いたしました。なお、当社執行役員についても同様の株式報酬制度を導入しております。

本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下、「本信託」といいます。)が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に交付される、という株式報酬制度です。2019年6月25日開催の定時株主総会終結の日が属する月の翌月から2024年6月開催の定時株主総会終結の日が属する月までの5年間の間に在任する当社取締役に対して支給いたします。

取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

当社は、当社取締役会で定めた株式交付規程に基づき、役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを各取締役に付与するものとしており、その上限は、1事業年度あたり40,000ポイントを上限としております。なお、1ポイントは当社株式1株としております。

また、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

取締役の報酬につきましては、社内及び社外の区分でその総額を有価証券報告書及び事業報告において開示しております。有価証券報告書及び事業報告につきましては、当社ホームページに掲載し、公衆縦覧に供しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

< 取締役報酬の決定に関する方針に係る事項 >

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、「決定方針」といいます。)を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ、社外取締役がその過半数を構成する任意の諮問委員会(以下、「指名・報酬委員会」といいます。)において決議する内容を審議し、取締役会に答申しております。

(決定方針の内容の概要)

・基本方針

取締役(社外取締役を除く。)の報酬は、基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬により構成する。その割合は、基本報酬:業績連動報酬:株式報酬=概ね75:15:10程度とする。また、社外取締役の報酬は、基本報酬のみで構成する。

・基本報酬の個人別報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、役位による月例の固定報酬とし、世間水準等を考慮して決定する。

・業績連動報酬等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、短期的インセンティブの金銭報酬とし、役位別の標準額をベースに、当社の連結売上高、連結営業利益等の年度業績、職務執行の状況及び貢献度等の定性的評価を考慮して決定し、月例で支給する基本報酬と合わせて支給する。

・非金銭報酬等の内容及び数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、中長期インセンティブの株式報酬とし、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、信託を用いた株式報酬制度とする。

本制度では、1株を1ポイントとして、役位別の標準ポイントに加え、業績に基づく客観的かつ明確な評価指標である連結営業利益を業績指標として、対前年度比達成率をベースにした一定の係数に応じて変動するポイントを付与する。なお、各取締役への株式交付は退任時とする。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

基本報酬及び業績連動報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内で、取締役会決議に基づきC.E.O.(最高経営責任者)に委任する。その権限内容は、各取締役への配分基準及び個人別支給額の決定とする。株式報酬については、株式報酬制度に基づき決定される。

なお、C.E.O.(最高経営責任者)への権限の委任にあたっては、指名・報酬委員会の審議を経るものとする。指名・報酬委員会の権限、運営等の事項は、指名・報酬委員会規程に定めており、C.E.O.(最高経営責任者)を委員長として、役員報酬に関する基本方針、報酬枠、報酬額等の内容について審議し、取締役会に答申する。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役に対する連絡・補佐業務については、秘書課がこれにあっております。取締役会議事録、執行役員会議事録などの重要書類については、当該社外取締役、社外監査役が欠席の場合にも都度これを配布し、継続的に経営及び業務執行の状況を把握できるように努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- (1)適正なコーポレート・ガバナンスを確保するために、意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、執行役員制度を導入するとともに、意思決定・監督機能の最高責任者としてC.E.O.を置き、各執行役員がその担当業務について執行責任を負っております。
- (2)的確かつ迅速な意思決定を図るために月1回の定例取締役会を開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、業務執行に係る適切な連携を図るために、月1回の執行役員会を開催しております。
- (3)経営責任及び業務執行責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるようにするため、取締役、執行役員の任期は1年としております。
- (4)取締役会の決定に基づく業務執行については、執行役員規程、組織基本規程、業務分掌規程、及び決定権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めております。
- (5)中期経営計画及び年次計画の進捗状況は、執行役員規程及び報告管理規程に基づき各担当執行役員が作成する月次業務執行報告書として、全取締役、執行役員、監査役に報告しております。
- (6)監査役会は、会社の健全な経営に資するため、定期的に監査役会を開催するとともに、取締役会及び執行役員会への出席等を通して、重要な意思決定過程の把握と業務執行の監視に努め、積極的な提言、助言、勧告を行っております。なお、内部統制の適正性を監査することを目的に、内部監査室(6名)を設置しております。内部監査室は、C.E.O.(最高経営責任者)直轄として他の管理部門や業務執行部門には属さず、独立した立場から内部統制の遵守状況に関する内部監査を実施し、その結果は取締役会、監査役会、及び会計監査人に報告されております。
- (7)当社は会計監査業務を有限責任監査法人トーマツに委嘱しております。会計監査人は、監査役とも緊密な連携を保ち、監査計画及び監査結果の報告とともに、期中においても必要な情報交換、意見交換を行い、効率的かつ効果的な監査の実施に努めております。

・会計監査業務を執行した公認会計士の氏名:久保誉一、田中賢治

- (8)取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項が発生、又は発生の恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、その内容を速やかに報告するものとしております。また、当社グループにおける法令遵守を含む企業倫理全般に関して、当社グループの使用人並びに取引先の従業員からの相談・通報を受け付けるために社内外に窓口(コンプライアンス ホットライン)を設けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社が現状の体制を採用している理由は、豊富な経験と深い知見を保有している社外取締役が、客観的・中立的な視点から当社の経営を監視するとともに、社外監査役及び当社出身の常勤監査役が、内部監査部門である内部監査室及び会計監査人と連携することによって業務の適正

性を確保していると考えています。
なお、内部監査室は業務執行ラインから独立した組織としています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会開催日の3週間前までに発送することにしております。また、発送日前日までに、招集通知を当社ホームページ等に掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主出席の便宜を考慮し、株主総会は第一集中日の数日ないし1日前を開催日として設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能としております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文の招集通知(要約)を作成し、当社ホームページ等に掲載しております。
その他	株主総会招集通知を当社ホームページ(URL: https://www.shikoku.co.jp)に開示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ(URL: https://www.shikoku.co.jp)の「株主・投資家情報」ページにおいて、ディスクロージャーポリシーを開示しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度末決算発表後に、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(URL: https://www.shikoku.co.jp)の「株主・投資家情報」ページにおいて、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、決算短信、株主・投資家様向け報告書、長期ビジョン、IRカレンダー等の情報を開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	取締役常務執行役員 企画本部長がIR活動に関する責任を負い、社長室長がその事務連絡責任者を担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社内規程の最上位規範である「企業行動憲章」にて当社グループの役職員が遵守すべき行動原則を掲げるとともに、日々の職場における行動指針として「企業行動基準」を定めております。当社では、「企業行動基準」において「企業行動憲章」の精神を具体化するとともに、当社が関係するステークホルダーとの適切な関係構築や地域社会に対する貢献を進めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	化学物質を扱う事業者として、製品の開発から製造、物流、使用、最終消費を経て廃棄に至るまで、「環境・安全・健康」を確保するため、環境負荷軽減と環境保全に向けた活動を自主的かつ持続的に行い、循環型社会の形成に貢献する企業集団を目指しております。また、レスポンスブル・ケア基本方針、環境保全に関する活動の重点目標を定めるとともに、活動の成果については環境・社会報告書を発行し、社会とのコミュニケーションを図っております。
その他	女性の活躍の取り組み等 女性の活躍促進に向けて、仕事と育児の両立を目的とした職場環境の整備や、出産・育児による休暇・休業制度を取得しやすい環境づくりに積極的に取り組んでおります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1)内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、役職員による経営戦略の共有と実践の過程において、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、内部統制システムの整備と適切な運用を行うことが、コンプライアンス体制確立の根幹をなすものと認識し、その充実、改善に努めております。

(2)内部統制システムに関する整備状況

ア)内部統制においては、当社取締役会で決議した「内部統制システム構築の基本方針」に則り、当社グループ全体を対象とする「企業行動憲章」「企業行動基準」「コンプライアンス管理規程」「公益通報者保護規程」などコンプライアンスに関する諸規程を整備しております。また、各部門担当執行役員をメンバーとする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンス活動を効果的に運営するための組織体制の確立を図るなど、適正な牽制が働く体制の構築に努めております。なお、財務報告に係る内部統制については、C.E.O.(最高経営責任者)を委員長、各部門担当執行役員をメンバーとする「内部統制委員会」を設置し、「財務報告に係る内部統制基本方針」に基づき、内部統制機能の継続的な維持管理に努めております。

イ)リスク管理においては、リスク管理に関する最上位規範である「リスク管理基本規程」を制定のうえ、「リスク管理マニュアル」に従い、各執行役員が各々の管掌範囲においてリスク管理を行うことを基本としております。また、リスク管理の最高責任者をC.E.O.(最高経営責任者)と定めるとともに、前述の「コンプライアンス・リスク管理委員会」が全社のリスク管理を統括することにより、リスク管理を適切に行う体制を構築しております。

ウ)取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規程に基づき文書又は電磁的媒体に記録し保存するものとし、取締役及び監査役は、同規程によりこれらの文書等を常時閲覧できるものとしております。また、中期経営計画、年次計画の進捗を含む執行役員の業務執行については、執行役員規程及び報告管理規程に基づき各担当執行役員が作成する月次業務執行報告書として、全取締役、執行役員、及び監査役に報告されております。

エ)子会社を含む企業集団における業務の執行の適正を確保するための体制については、当社は、当社の子会社に対し取締役又は監査役として当社より最低1名の役員を派遣し、当該役員は当社の定例取締役会で各子会社の業務の執行状況を適宜報告するものとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)基本的な考え方

「内部統制システムについての基本的な考え方」に記載したとおり、市民社会の秩序や安全に脅威を与えるいかなる反社会的勢力に対しても、組織的に毅然とした態度をもって対峙し、その不当な要求については、関係機関とも連携し、事由の如何を問わずこれに応じない体制を整備しています。

(2)整備状況

当社グループでは、反社会的勢力及び団体の排除に向けた行動方針を「企業行動憲章」に明記するとともに、「コンプライアンス管理規程」や「企業行動基準」など規程等の整備、「コンプライアンス・リスク管理委員会」による管理体制構築、グループ全役職員への「コンプライアンスハンドブック」の配布並びに同ハンドブックを遵守する旨の誓約書提出などにより、管理体制構築を進めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、株式の大量取得を目的とする買付けが行われる場合において、それに応じるか否かの判断は、最終的には、株主全体の意思に基づいて行われるべきだと考えております。

しかし、当社株式の大量取得行為や買付提案の中には、その目的等からみてステークホルダーとの関係を破壊するもの、当社に対して高値で買取りを請求する場合や、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、また当社や株主の皆様が買付けの条件について検討し、あるいは当社が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものもないとは言えず、これらの行為に関して、当社の基本理念や株主の皆様をはじめとするステークホルダーの利益を守るのには、当社の経営を預かるものとして当然の責務であると認識しております。

そこで、当社は、かかる買付行為に対して、当社取締役会が、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って適切と考える方策をとることも、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

以上、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を、以下「基本方針」といいます。

当社は、上記基本方針に基づき、2008年6月開催の定時株主総会の承認をもって、「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）の採用を決定しました。また、2011年6月開催の定時株主総会、2014年6月開催の定時株主総会、2017年6月開催の定時株主総会及び2020年6月開催の定時株主総会で本プランの継続が承認されています。本プランは、大規模買付者が大規模買付行為に関するルールを遵守しない場合や、ルールを遵守した場合でも当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会は、社外委員で構成される独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、新株予約権の無償割当等の対抗措置の実施を決議できるとするものです。（注）本プランの詳細については、下記URLをご参照ください。

https://www.shikoku.co.jp/cms/content/media/p_200513591301/pdf_up_200503193313.pdf

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 情報開示の基本方針

当社グループは、「グループ企業行動憲章」において、会社情報の適時開示の基本方針として、「株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を適性かつ公平に開示する」と規定しています。更に、企業行動憲章を具現化するための行動基準を別途設けています。これらはグループ社員に対してハンドブックとして配布するとともに、新入社員研修等、機会を捉えた教育にも継続的に取り組んでいます。

2. 適時開示に係る社内体制

開示については、情報取扱責任者である事業推進本部担当役員の指示に基づき、開示担当部署である財務部が、適時開示情報伝達システム（TDnet）で提出するとともに、対外広報担当部署である社長室から広報発表を行う体制としています。適時開示に当たっては次の手続きに従って行うこととしています。

(1) 決定事実に関する情報

各決定（予定）項目は、各部署・グループ各社から事業推進本部担当役員に報告する形で情報集約します。取締役会の決議項目を含め、情報取扱責任者である事業推進本部担当役員が開示の要否を判断します。その後、開示担当部署から開示します。

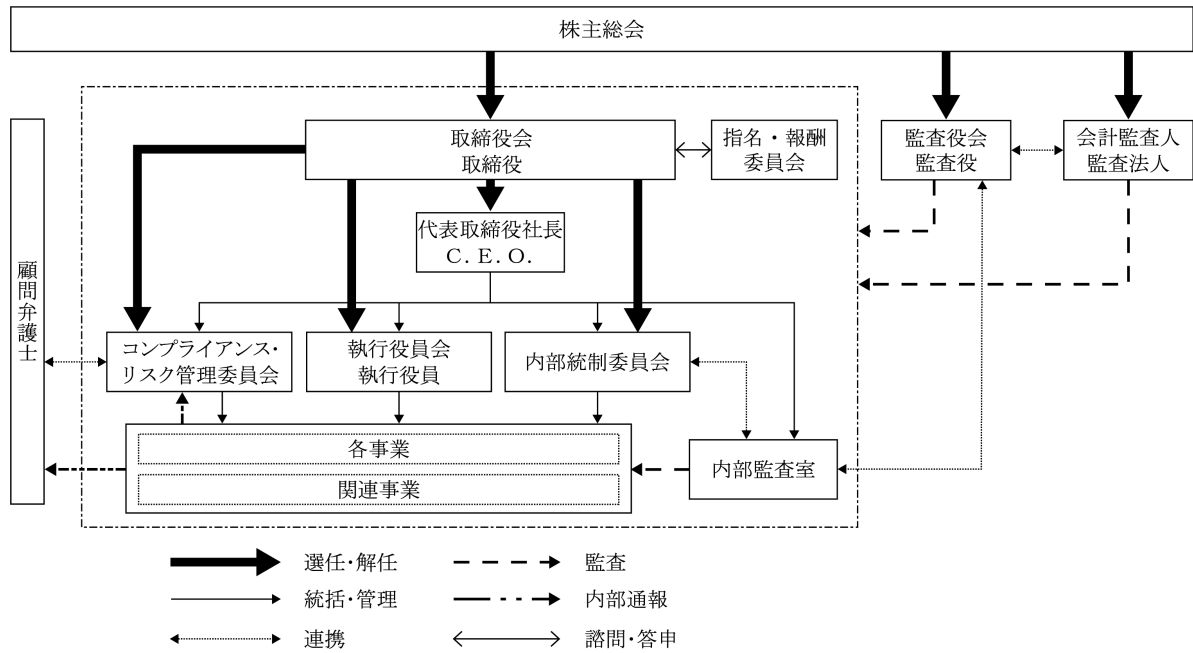
(2) 発生事実に関する情報

各発生項目は、各部署・グループ各社から事業推進本部担当役員に報告する形で情報集約します。取締役会の報告項目を含め、総務課等による内容分析の後、情報取扱責任者である事業推進本部担当役員が開示の要否を判断します。その後、開示担当部署から開示します。

(3) 決算に関する情報

財務部からの報告を受けた事業推進本部担当役員は取締役会へ上程し、取締役会の承認を受けた後、開示担当部署から開示します。なお、決算に関する開示情報については、財務部が内容確認を行った後、内部監査室がその結果をモニタリングしています。

(添付1) コーポレート・ガバナンス体制(模式図)



(添付2) 適時開示体制の概要(模式図)

